支配関係がある中小連結親法人の場合11」のうち帰せられる金額）－（別表六の(二の二)付表「14」）－（別表六の二(三)(四)付表「11」－別表六の二(六)「19六の二(八)「20」－別表六の二(九)「9別表六の二(十三)「30」＋「31」＋「32表六の二(十六)「7」－別表六の二(十」－別表六の二(十九)「9」）　」」

⑿　とする。

○財務省令第四十二号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中「普通法人等の場合（法人税申告書別表一(一)「4」＋「5」＋「7」）又は（法人税申告書別表一の二(一)「4」＋「5」＋「7」）」を「普通法人等の場合（法人税申告書別表一(一)「4」＋「5」＋「7」）、（法人税申告書別表一の二(一)「4」＋「5」＋「7」）又は（法人税申告書別表一の三「4」＋「5」＋「30」＋「31」）」に、「外国税額の控除額（別表二「11」又は「19」）」を「外国税額の控除額（別表二「11」、「19」又は「30」）」に改め、同表の記載要領第四号中「「普通法人等の場合（法人税申告書別表一(一)「4」＋「5」＋「7」）又は（法人税申告書別表一の二(一)「4」＋「5」＋「7」）」を「「普通法人等の場合（法人税申告書別表一(一)「4」＋「5」＋「7」）、（法人税申告書別表一の二(一)「4」＋「5」＋「7」）又は（法人税申告書別表一の三「4」＋「5」＋「30」＋「31」）」に、(1)」を「(1)」に、「又は別表一の二(一)「10」」を「、別表一の二(一)「10」又は別表一の三「6」若しくは「32」」に改め、同条六号中「第81条の31第４項又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成26年旧法人税法」という。）」を加え、「の還付請求書」を「又は第144条の13第11項の還付請求書」に、「、同法」を「、法人税法」に、「還付所得事業年度又は」を「還付所得事業年度、」に改め、「還付所得連結事業年度」の次に「又は同法第144条の13第１項各号若しくは第２項に規定する還付所得事業年度」を加え、「同法第145条第１項」を「平成26年旧法人税法第145条第１項」に、「含む。）又は」を「含む。）、」に、「含む。）の」を「含む。）又は第144条の13第１項（同条第９項又は第10項において準用する場合を含む。）若しくは第２項（同条第10項において準用する場合を含む。）の」に改める。